

一般社団法人日本環境化学会  
慶弔規程

(慶事)

第1条 日本環境化学会（以下本学会という）の活動に特に貢献した会員が、本会の表彰規程に基づくもののほかに特段の科学的評価をうけた場合に、そのことを慶祝することが適当であると会長が判断した場合には、その判断により下記を行うことができる。

- (1) 祝電をおくる。
- (2) 会誌に掲載する。
- (3) ホームページに掲載する。

第2条 いずれの場合も、その事実を本学会で確認したか、その通知を受けた場合に、当該会員の同意のもとで行う。

(弔事)

第3条 本学会の会員が逝去し、本学会がそれを確認できたときには、会誌に訃報を掲載することができる。

第4条 本学会の名誉会員および顧問の逝去に際しては、前条の他に下記(1)から(3)を行うことができる。

- (1) 弔電をおくる。
- (2) 生花をおくる。
- (3) 会誌に会長からの弔辞を掲載する。

第5条 本学会の役員、評議員、及び会員歴20年以上の会員の逝去、その他、本学会への貢献により弔意を表す必要があると会長が判断した場合は、(1)および(2)または弔辞、弔電、生花のいずれかなどを送ることができる。

- (1) 弔電をおくる。
- (2) 会誌に追悼文を掲載し、弔意を表す。

第6条 いずれの場合も、弔意の実施は、逝去の事実を本学会で確認したか、その通知を受けた場合に、遺族又は関係者の同意のもとで行う。

附則

本規程は2015年8月11日に制定し、同日施行する。